

眼の併合判定参考表等

併合判定参考表（抜粋）

障害の程度		番号	区分	障 害 の 状 態	
1 級	1 号	1	1	両眼が失明したもの	
		10	10	両眼の視力の和が0.04以下のもの	
2 級	2 号	1	1	両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの	
	4 号	7	7	身体の機能の障害が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの	
3 級	5 号	1	1	両眼の視力がそれぞれ0.06以下のもの	
		2	2	一眼の視力が0.02以下に減じ、かつ、他眼の視力が0.1以下に減	
	6 号	1	1	両眼の視力が0.1以下に減じたもの	
3 級 （治らないもの）	障害手当金（治ったもの）	8 号	1	一眼の視力が0.02以下に減じたもの	
		9 号	1	1	両眼の視力が0.6以下に減じたもの
			2	2	一眼の視力が0.06以下に減じたもの
			3	3	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
			4	4	両眼による視野が2分の1以上欠損したもの又は両眼の視野が10度以内のもの
	10 号	1	1	一眼の視力が0.1以下に減じたもの	
		2	2	両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの	
		15	15	身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの	
		11 号	1	1	両眼の調節機能又は運動機能に著しい障害を残すもの
			2	2	両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
			3	3	一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
		12 号	1	1	一眼の調節機能に著しい障害を残すもの
			2	2	一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
		13 号	1	1	一眼の視力が0.6以下に減じたもの
			2	2	一眼の半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの
			3	3	両眼のまぶたの一部に欠損を残すもの

※下線箇所は、今回新たに認定基準に追加を予定

【身体障害者手帳】

身体障害者福祉法施行規則別表第5 身体障害者障害程度等級表より抜粋

級 別	視 覚 障 害
1 級	両眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、きょう正視力について測ったものをいう。以下同じ。）の和が0.01以下のもの
2 級	1 両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95パーセント以上のもの
3 級	1 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90パーセント以上のもの
4 級	1 両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの
5 級	1 両眼の視力の和が0.13以上0.2以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの
6 級	一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもので、両眼の視力の和が0.2を超えるもの

【労働者災害補償】

労働者災害補償保険法施行規則別表第一 障害等級表より抜粋

障害等級	身 体 障 害
第一級	一 両眼が失明したもの
第二級	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇二以下になったもの 二 両眼の視力が〇・〇二以下になったもの
第三級	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下になったもの
第四級	一 両眼の視力が〇・〇六以下になったもの
第五級	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・一以下になったもの
第六級	一 両眼の視力が〇・一以下になったもの
第七級	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・六以下になったもの
第八級	一 一眼が失明し、又は一眼の視力が〇・〇二以下になったもの
第九級	一 両眼の視力が〇・六以下になったもの 二 一眼の視力が〇・〇六以下になったもの 三 両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 四 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
第一〇級	一 一眼の視力が〇・一以下になったもの 一の二 正面視で複視を残すもの
第一一級	一 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 二 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 三 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
第一二級	一 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 二 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
第一三級	一 一眼の視力が〇・六以下になったもの 二 一眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 二の二 正面視以外で複視を残すもの 三 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの
第一四級	一 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの